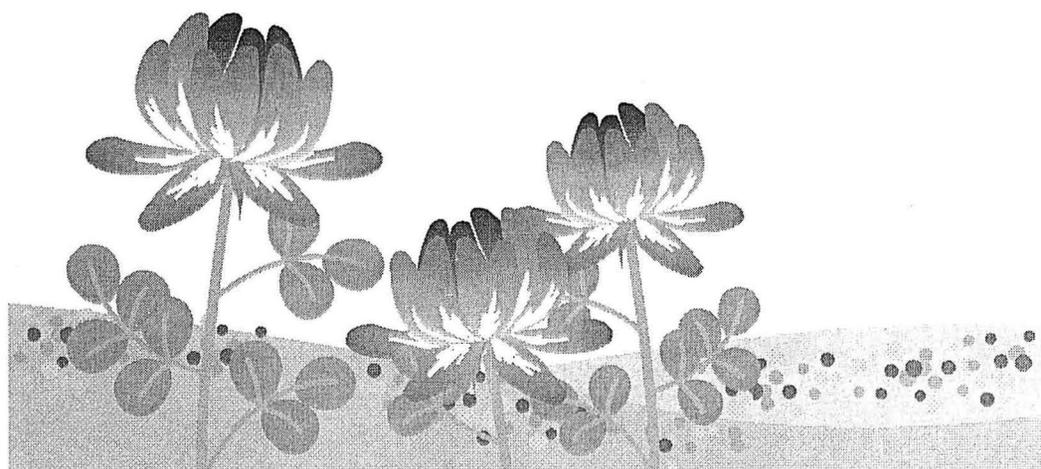


ファミリーヘルス 推進員の手引

平成24・25年度版



進めています！

地域からの健康づくり

江戸川区

はじめに

「あなたの健康が家族の幸福、あなたの健康がみんなの幸福」と言うように、健康であることは、本人のみならず、家族や地域の元気にもつながります。

ファミリーヘルス推進員制度は、家庭や地域から健康づくりの輪をひろげていくことを目的に昭和61年に発足しました。それ以来、地域の健康づくりのリーダーとして、健康サポートセンターと町会・自治会とのパイプ役として江戸川区の健康づくりの裾野を大きく広げていただいております。

私たちが生きていく上で、介護を必要とせず元気で活動的に暮らすことができる期間を健康寿命と言います。現在では、単に寿命の長さだけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題であり、生活習慣病の予防がその鍵となっています。私たち一人ひとりの健康に対する意識・取り組みは、今、大きく変わろうとしています。平成20年度から始まった「特定健診・特定保健指導」は40歳から74歳の全国民を対象とし、メタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）や予備軍に対して積極的に保健指導をし、病気を未然に防ごうというものです。

また、がん予防を含め生活習慣病を予防し、健康な生活を送るためには、栄養バランスの取れた食事、適度な運動、休養を適宜に取ることなどが大切です。こうしたことからファミリーヘルス推進員の皆様には、健康増進に役立つ地域健康講座の開催、気軽に続けていけるウォーキングの普及活動、虚弱な熟年者の引きこもりの防止を目指す地域ミニディ活動、さらには広報紙の発行や地域のまつりでのPRなど多岐にわたる活動を行っていただいております。

皆様の精力的な活動に心から感謝を申し上げますとともに、これからも「健康文化都市えどがわ」の一翼を担う健康ボランティアとして、共育・協働のもと、笑顔のあふれるまち、健康のまちづくりを共に推進してまいりましょう。

健康部

目 次

第1 ファミリーヘルス推進員制度

- 1 健康づくりリーダーとしての推進員..... 3
- 2 制度の概要..... 3

第2 ファミリーヘルス推進員の活動

- 1 健康講座の開催..... 3
- 2 健康診査等の受診のすすめ..... 4
- 3 地域の健康づくりに関する情報提供..... 7
- 4 ウォーキングの普及..... 7
- 5 地域ミニディサービス..... 7
- 6 健康ボランティアの育成..... 7
- 7 ファミリーヘルス通信の発行..... 7
- 8 その他の健康づくりの推進..... 7

第3 ファミリーヘルス推進員会

- 1 推進員で構成する組織..... 8
- 2 補助金交付団体..... 8

第4 ファミリーヘルス推進員会協議会

- 1 ファミリーヘルス推進員会協議会..... 9
- 2 連絡調整組織..... 9

第5 健康サポートセンターの主な仕事

- ◎ 健康サポートセンターの専門スタッフ..... 10
- 1 地域からの健康づくり..... 10
- 2 子育て支援..... 10
 - みんな集まれ！子育てひろば..... 11
- 3 生活習慣病予防..... 11
- 4 熟年者の健康づくり..... 11
- 5 心の健康..... 12
- 6 食育の推進..... 12
- 7 各種申請受付..... 12

(参考)

- 健康部(江戸川保健所)の主な事業..... 13
- 江戸川区ファミリーヘルス推進員設置要綱..... 14
- 各地区ファミリーヘルス推進員会会則..... 15
- 江戸川区ファミリーヘルス推進員会連絡協議会会則..... 17

第1 ファミリーヘルス推進員制度

1 健康づくりリーダーとしての推進員

健康は、自分らしく生き、自分の人生をより良く生きるための大きな条件であり、すべての生活の出発点です。江戸川区は、自らがファミリーヘルス（家庭における家族の健康づくり）を実践するとともに、ファミリーヘルスを地域全体に浸透させることを目的に、昭和61年4月にファミリーヘルス推進員制度を制定しました。

発足当時のファミリーヘルス推進員（以下「推進員」といいます。）は175人でしたが、現在は350人を超える大きな組織になっています。その間、健康サポートセンターや町会・自治会と連携を図りながら、健康講座の開催、健康診査の受診勧奨などの活動をしてきました。近年では、地域ミニデイの開設・運営、ウォーキング大会の開催、子育てひろばの運営協力など活動の場を広げ、強力な「健康づくりリーダー」として、多岐にわたって活躍しています。

2 制度の概要

時代の変化を受けて、健康サポートセンターは、区民との「共育」「協働」のもとに、大きく変わりつつあります。そのような中、健康サポートセンターとともに健康づくりを進めてきた推進員制度についても見直し、平成16年度から時代のニーズに対応ができ、かつ、推進員がより活動しやすいシステムとなりました。

その主な内容は、以下の通りです。

- (1) 任期 2年間
- (2) 組織 ファミリーヘルス推進員会の設置
- (3) 推薦 町会・自治会長の推薦
- (4) 活動費 ファミリーヘルス推進員会に対する活動費補助

地域の明るさや活力は、健康によってこそ支えられます。時代の要請を受け、新しい制度の下で、新たな推進員活動が求められています。

第2 ファミリーヘルス推進員の活動

地域の健康づくりを推進するため、健康づくりに高い関心を持つ方々を推進員として、区長が委嘱しています。推進員は、健康サポートセンターを拠点として、町会・自治会や地域内ときには区内全域で活動しています。この活動は、地域の健康づくりに大きな成果を上げています。

1 健康講座の開催

町会・自治会と行うファミリーヘルス健康講座の企画・運営が地域活動の第一歩です。健康づくりを積極的に進めるため、地域の皆さんの希望に応じ、町会・自治会単位で、あるいはいくつかの町会・自治会が合同で行ってください。開催日時やテーマ、会場、講師などは、担当の保健師と相談してください。

講師は、健康サポートセンターの職員が担当しますが、必要に応じて、外部講師を依頼します。講師料・会場使用料などが必要な場合は、推進委員会が負担します。

主な健康講座のテーマ分野は、次のとおりです。

- (1) 生活習慣病の予防
(脂質異常症、骨粗しょう症、メタボリック症候群、がんなど)
- (2) 健康増進 (ウォーキング、健康体操など)
- (3) こころの健康 (ストレス、うつ病、更年期など)
- (4) 歯と口の健康 (むし歯・歯周病の予防など)
- (5) 栄養・食生活の話 (生活習慣病予防の食事、幼児の食事、栄養情報)
- (6) 食品衛生・環境衛生 (食中毒予防、住まいの衛生など)
- (7) 結核・エイズ・新型インフルエンザなどの感染症予防
- (8) 介護予防
(運動機能の向上、低栄養の予防、口腔機能の向上、閉じこもり・認知症予防など)

2 健康診査等の受診の勧め

健康診査は、自分の生活習慣を見直すきっかけとなり、健康な毎日をおくり、病気の早期発見、早期治療を進めるうえで、大切なことです。平成20年4月から区の健診制度が変わりました。日常の話題の中で、健康診査を積極的に受けるように勧めてください。

生活習慣病予防の健康診査

	40歳未満の健診	国保健診 (特定健康診査・保健指導)		長寿健診
対 象	40歳未満の区民	40歳～64歳	65歳～74歳	75歳以上及び 65歳以上で後期高齢者医療制度の加入者
内 容	血圧測定・血液検査・尿検査ほか	○生活習慣病予防のためにメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診にかかりました。		尿検査・血圧測定・X線撮影・血液検査ほか
周知方法	広報・町会回覧などで詳しい日程を掲載	○加入の医療保険により受診方法が異なります。		対象者全員に7月末に受診券を郵送
会 場	平日：・区民施設など 土曜：医師会医療検査センター(予約制)	○くわしくは次ページをご覧ください。		区内指定医療機関
実施時期	6月			8月～10月
問合せ先	健康部健康推進課推進係 Tel 5661-2462	医療保険課保険事業係 Tel 5662-0623		健康部健康推進課推進係 Tel 5661-2462

※ いずれの健診も入院中や介護保険施設等に入所中の方や妊娠中の方は対象となりません。



平成25年度江戸川区の検診のお知らせ

健康部 健康推進課 推進係

☎5661-2462

※検査結果により精密検査等が必要な場合は、保険診療(有料)となります。

◎医療保険の種類にかかわらず、区民のみなさんが利用できる検診です。受診の際は身分証(免許証や保険証など)をお持ちください。

元気なときこそ“がん検診”

※年間を通して実施していますので、年1回(子宮頸がんのみ2年に1回)いつでも受診できます。

※治療中や妊娠中の方など、身体の状態により受診できない場合があります。

※結果通知は1か月以内に郵送します。

種類	対象	検診内容	受診方法	会場
胃がん	30歳以上	エックス線撮影(バリウム検査)	《 予 約 制 》 電話 月～土(祝休日を除く)8時45分～17時 ☎5676-8818 パソコン http://www.kenshin-edogawa-web.jp	江戸川区医師会 医療検査センター (タワーホール船堀6階) 江戸川区船堀4-1-1
乳がん	30歳以上の女性	超音波・視触診		
前立腺がん	次の生年月日の男性 ・昭和18年4月1日～昭和19年3月31日 ・昭和23年4月1日～昭和24年3月31日 ・昭和28年4月1日～昭和29年3月31日	血液検査	《 予 約 不 要 》 直接、医療検査センターで受診してください。 月～土(祝休日を除く) 9時～11時 / 13時～15時 ※前立腺がんの受診期間:平成25年4月～平成26年3月 ※タワーホール船堀の休館に伴ない休診となる事があります。	
肺がん	40歳以上	エックス線撮影 喀たん細胞診		
大腸がん	40歳以上	便潜血反応(検便)	右記の容器配布場所で[検査容器]を受け取り、 採便後、指定場所にご提出ください。	
				《容器配布・提出場所》 江戸川保健所・各健康サポートセンター・ 医療検査センター・区内指定医療機関

子宮頸がん 20歳以上の女性 細胞診 **区内指定産婦人科へ直接お申込みください。**

“その他の健(検)診”

種類	対象	検診内容	受診方法	会場
骨粗しょう症検診	※平成25年度中に 40・45・50・55・60・65・70歳 の誕生日を迎える女性	超音波検査	《 予 約 不 要 》 月～土(祝休日を除く) 9時～11時 13時～15時	江戸川区医師会 医療検査センター (上記参照)
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)	過去に肝炎ウイルス検査を 受診した事がない方	血液検査	《 予 約 不 要 》 月～土(祝休日を除く) 10時～11時 14時～15時	
成人歯科健診	昭和18・23・28・33・38・43・ 48・53・58・63・平成5年 生まれの方	歯・歯周疾患・ 口腔粘膜・口腔 衛生状況など	《 予 約 制 》 6月1日～11月30日 直接、指定歯科医療機関へ	区内指定歯科医療機関 (区ホームページ等参照)

《子宮頸がん検診指定医療機関一覧》

平成25年3月1日現在

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
すすきクリニック	小松川2-8-1	3638-2059	深田医院	東小岩6-19-5	3657-6051
川島産婦人科医院	平井3-25-18	3681-7848	藤医院	西小岩3-28-14	3672-9333
清水産婦人科クリニック	平井6-2-30	3613-5555	今西医院	西小岩3-33-4	3657-5726
まつしま病院	松島1-41-29	3653-5541	協愛医院	西小岩3-36-11	3657-5651
森岡医院	松江3-11-8	3651-5575	ほしの婦人科小児科クリニック	南小岩3-28-1	3672-3541
太田医院	松江3-19-17	3656-1450	吉岡医院	南小岩5-16-8	3657-1037
宇田川産婦人科	一之江8-15-3	3656-5750	養命閣医院	南小岩6-18-5	3673-5333
金子レディースクリニック	中葛西2-12-8	3680-1188	岡戸医院	南小岩6-20-5	3657-1004
池下レディースチャイルドクリニック	中葛西5-2-41	5605-4103	岩倉病院	南小岩7-28-4	3659-3215
浅倉レディースクリニック	中葛西8-11-11 2F	3689-5188	小岩レディースクリニック	北小岩6-22-2	5612-2871
葛西産婦人科	東葛西6-8-6	3686-0311	杉浦ウイメンズクリニック	南篠崎町1-6-11	5664-1460
三枝産婦人科医院	西葛西3-18-1	3680-3003	片山病院	東松本2-14-12	3657-1181
江戸川病院	東小岩2-24-18	3673-1221			

[指定医は変更になることがあります]

※平成25年度とは、平成25年4月1日～平成26年3月31日

健康は大切な宝物

毎年、健診を受けに行こう！

健診はすべて無料です。年に1度は必ず受診し、ご自身の健康状態を確認しましょう。



健診を受診

病気の前兆を発見!!



▲バランスの良い食事

適度な運動▼



生活習慣の改善



元気で健康な生活♪

【検査項目(各健診共通)】

身体計測(身長、体重、血圧)
血液検査、尿検査 他

40歳未満の方の 区民健診

対象 昭和49年4月以降生まれの区民
※他に健診の機会がない方
期間 5月下旬～6月(計20日間)
会場 区民施設等

詳しくは区ホームページ・
広報えどがわ等で周知予定

国保健診

対象 江戸川区国民健康保険に加入している40～74歳の方
※他保険の方は加入の医療保険者へお問い合わせください。

◎40～64歳
(昭和24年4月～昭和49年3月生まれ)

期間	生まれ月	受診期間
	4～9月生まれ	4～9月
	10～3月生まれ	10～3月

※上記期間外の受診も可能です。
予約時にご相談ください。

会場 医療検査センター(タワーホール船堀6階)

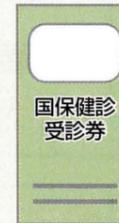
3月末までに
受診券(はがき)を発送済み



◎65～74歳
(昭和13年8月～昭和24年3月生まれ)

期間 8～10月
会場 区内指定医療機関

7月下旬に
受診券(封書)を
送付予定



75歳以上の方の 長寿健診

対象 昭和13年7月以前生まれの区民
(65歳以上で後期高齢者医療制度加入者も含む)
期間 8～10月
会場 区内指定医療機関

7月下旬に
受診券(封書)を
送付予定



※検査結果により精密検査等が必要な場合は、保険診療(有料)となります。 ※妊産婦の方・施設入所中の方は対象外となる場合があります。

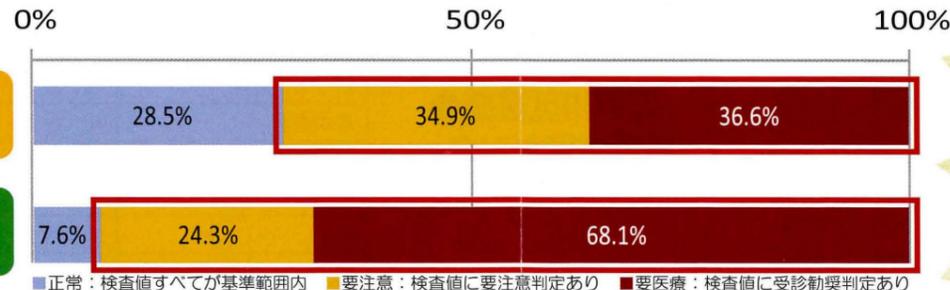
あなたのその“健康感”は本物ですか？

健康だから、健診は受けなくても大丈夫!



区民健診
(40歳未満)

国保健診
(40～64歳)



〈平成23年度健診結果より〉

「異常あり」多発中!

30歳代でも、7割以上の方に何かしらの異常が発見されています。さらに、40歳以上では9割以上にもなるのです。「健康だから!」「忙しいから…」と健診を後回しにしているあなた!「自分はどうか?」と、健診を受けて確認してみましょう。

【問い合わせ】区民健診：江戸川区 健康部 健康推進課 推進係 (5661)2462

国保健診・長寿健診：江戸川区 健康部 医療保険課 保健事業係 (5662)0623

3 地域の健康づくりに関する情報提供

町会・自治会内で推進員活動のPRをしてください。必要な人に対しては、健康サポートセンターの事業内容を紹介してください。また、地域の健康状況を健康サポートセンターにお知らせください。

4 ウォーキングの普及

各健康サポートセンター単位で行うウォーキング大会の企画・運営を行ってください。また、ウォーキング大会を契機として、ウォーキング愛好者が増えるように支援を行ってください。

5 地域ミニデイサービス

地域ミニデイサービスは、熟年者の閉じこもりを防ぐことにより地域を活性化し、介護予防に役立つ地域の事業です。推進員が、町会・自治会のご協力を得てボランティアや民生・児童委員などとともに、ミニデイサービスを運営しています。主な活動内容は、茶話会、レクリエーション、健康体操、手芸などです。

6 健康ボランティアの育成

地域ミニデイサービスや子育てひろばで自ら活動をするとともに、この活動を支えるボランティアの育成や発掘をお願いします。

7 ファミリーヘルス通信の発行

町会・自治会などと連携しながら地域の健康づくりを推進するため、健康づくりの体験談や推進員会・健康サポートセンターからの健康情報などを地域へ発信してください。

8 その他の健康づくりの推進

地域まつり・区民まつりなどの各種イベントに参加して健康サポートセンターと協力し健康コーナーを開設し、健康づくりの重要性や推進員活動をPRしてください。

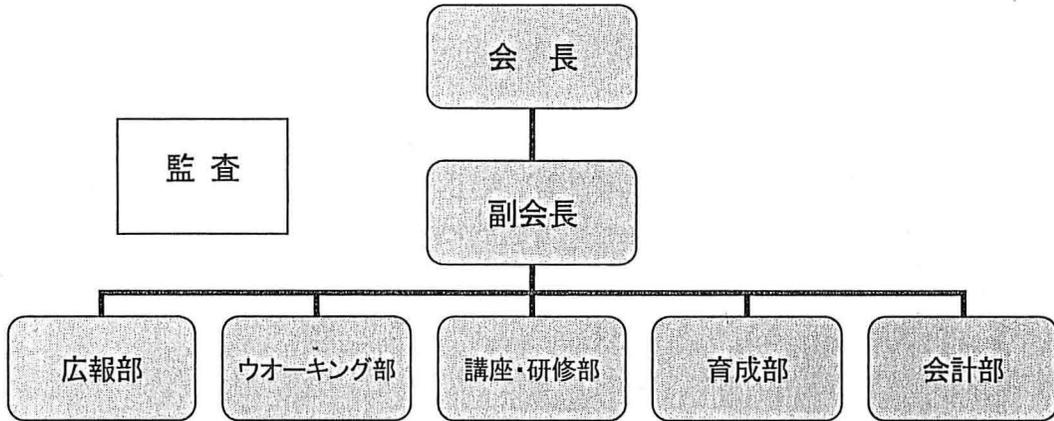
第3 ファミリーヘルス推進員会

1 推進員で構成する組織《根拠:推進員会会則》

推進員の活動が、個人や家庭から町会・自治会へ、そして地域へと幅広く活躍できるように、平成16年度から「ファミリーヘルス推進員会」を組織しました。

(基本組織図)

ファミリーヘルス推進員会



広報部・・・ファミリーヘルス通信の発行、推進員会活動のPRなど

ウォーキング部・・・日常的なウォーキングの普及、ウォーキング大会の開催など

講座・研修部・・・各地区全体を対象にした健康講座・研修会の開催など

育成部・・・ボランティア講座の開催、地域ミニデいの普及や子育てひろばへの協力など

会計部・・・補助金の管理（推進員会や各部の会計）

※ 会員の合意により、部の名称変更やこれ以外の部を作ることができます。

2 補助金交付団体《根拠:江戸川区ファミリーヘルス推進員会活動費補助要綱》

(1) ファミリーヘルス推進員会は、江戸川区により、その活動内容が公益上必要であると認められ、事業を補助すると認められた団体です。

(2) 補助金の使途は、補助金の交付対象となる事業です。

第4 ファミリーヘルス推進員会協議会

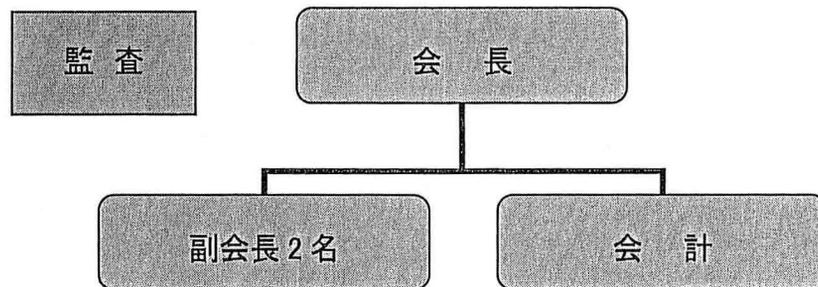
1 ファミリーヘルス推進員会協議会《根拠:協議会会則》

- (1) 各地区推進員会の会長・副会長で構成します。
- (2) 健康部健康サービス課健康サービス係内に事務局を設置します。

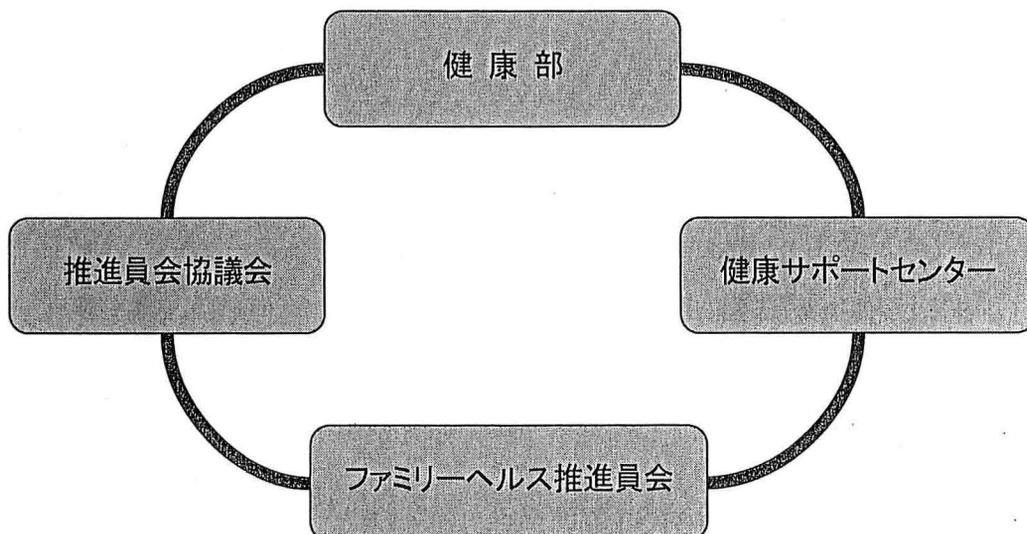
2 連絡調整組織

- (1) 各地区推進員会の活動内容報告や情報提供の役割を担います。
- (2) 江戸川区健康部との連絡調整を行い、各地区推進員会を支援します。

(組織図) ファミリーヘルス推進員会協議会



(関連図)

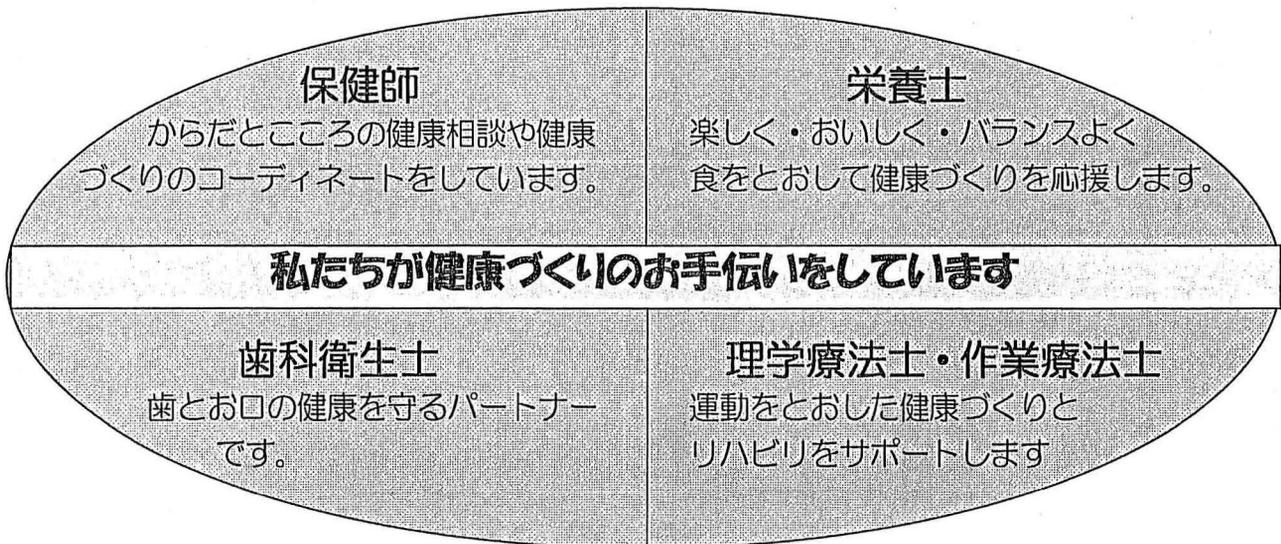


推進員の活動は、ファミリーヘルス推進員会と推進員会協議会及び健康サポートセンターが支援します。

第5 健康サポートセンターの主な仕事

区民の健康づくりの拠点となる健康サポートセンターは、区内に8ヶ所あります。推進員をはじめ、多くのボランティアの協力をいただき事業を展開しています。健康サポートセンターでは、赤ちゃんから熟年者まで多くの方々が気軽に利用でき、心身ともに日々健やかに過ごしていただけるよう様々な支援をしています。

◎ 健康サポートセンターの専門スタッフ



1 地域からの健康づくり

いつまでも健康でありたいという区民の願いにこたえるために、皆様とともに地域からの健康づくりを展開しています。

- (1) ファミリーヘルス健康講座 (ファミリーヘルス推進員が主催)
- (2) 地域健康講座 (地域の団体からの依頼により講師を派遣)
- (3) 健康ウォーキング (ウォーキング大会の開催、ウォーキングフェスタの協力など)
- (4) 地域ミニデイサービス (地域で行う高齢者の閉じこもり予防の活動)
- (5) 健康ボランティアの養成 (子育てひろば事業や地域ミニデイサービスなどのボランティアの養成)

2 子育て支援

- (1) ハローベビー教室
(妊娠、出産、育児の情報提供や友達づくりによる育児支援。父親参加も可)
- (2) 離乳食講習会 (4～5カ月児の保護者を対象とした実演を含む講座)
- (3) 食育実践講座 (私立幼稚園や保育園などの保護者や幼児に対する食育推進の講座)
- (4) 新生児訪問 (生後40日までの児と産婦に対する保健師、助産師の訪問による育児支援)

- (5) 発達専門相談（発達障害が疑われる幼児の医療、福祉、教育に関する個別相談）
- (6) 子どもの健診（3～4ヶ月・3歳児・乳幼児経過観察健診・6ヶ月、9ヶ月、1歳6ヶ月
委託健診－乳幼児の健康診査、保護者に適切な保健指導の実施）
- (7) 子どもの歯とお口（乳幼児の口腔疾患を予防）
（歯科健診：1.6歳児・2.6歳児・3歳児）
（歯科予防指導：1歳児・2歳児）
- (8) 育児ストレス相談（育児不安や育児困難のある養育者の個別相談）
- (9) 授乳相談（助産師による母乳相談）

○みんな集まれ！子育てひろば(平成15年4月開設)

安心子育てを支援するために、親子(乳幼児)が自由に遊び、交流しながら仲間づくりや情報交換をする場として開設しています。また、必要なときには、健康サポートセンターの専門スタッフが相談に応じています。

子育てひろばは、全ての健康サポートセンターに設置しています。

☆常設会場：小岩、東部、葛西、鹿骨、小松川、なぎさ健康サポートセンター

☆定期会場：中央、清新町健康サポートセンター

3 生活習慣病予防

- (1) 各種健康診査（詳しくは綴じ込みチラシ参照）
（40歳未満の健診、国保健診、長寿健診・・・平成20年度から健診制度を変更）
- (2) がん検診（胃がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん）
- (3) 成人歯科健診（詳しくは閉じ込チラシ参照）
- (4) 事業所健診（小規模事業所の受託健診）
- (5) 骨粗しょう症予防講演会・予防教室（詳しくは閉じ込チラシ参照）
- (6) 区民健診等結果相談会
- (7) 健康相談（健診結果の随時相談、一般健康相談）
- (8) 栄養相談（生活習慣病予防の食事相談、個別）
- (9) 運動相談（生活習慣病予防の運動相談、個別）
- (10) 講演会（生活習慣病・がん予防など）
- (11) 健康イベント
（予防のための食事、運動、栄養、口腔、禁煙などの情報提供や体験学習など）

4 熟年者の健康づくり

- (1) 出前健康講座（健康生活のポイントや口腔ケア、低栄養予防、認知症予防など）
- (2) リハビリ支援（外出、家事、言語などのリハビリ教室・リハビリ相談・中高年のためのひざ痛・腰痛改善教室など）
- (3) 地域ミニデイサービス（虚弱高齢者の閉じこもり予防をめざす地域活動）
- (4) 認知症予防（フリフリグッパ－体操の普及、もの忘れ相談）

- (5) 熟年男性料理栄養教室・熟年者食生活指導（食生活の知識や技術の提供）
- (6) 健康イキイキ教室

5 心の健康

- (1) こころの健康相談（心の悩みや病気、育児ストレス、思春期問題、認知症などの個別相談）
- (2) 酒害相談（アルコール問題のある本人、家族の個別相談）
- (3) 心の専門グループワーク（地域での自立生活をめざす心の病気の方のグループ活動）
- (4) 家族教室（家族が病気を理解し本人の接し方、医療、福祉制度を学習する場）
- (5) アルコール家族教室（アルコール問題のある家族がグループで学習する場）
- (6) 家族交流会（家族の情報交換や交流の場）
- (7) 思春期家族の集まり
（ひきもりや不登校などの思春期問題を抱える家族のグループ学習する場）

6 食育の推進

生涯にわたって、健康で豊かな人生を送るために、一人ひとりが食に関心を持ち、日常生活の中で食の役割を認識し、健康的な食生活を実践することを目指した「江戸川区食育推進計画」を平成21年3月策定しました。計画に基づき江戸川区食育推進連絡会（関係機関、団体で構成）や食育推進会議（庁内関係部署で構成）を開催し、区民と区が一体となった食育活動を実践していきます。（計画期間平成21年～25年）

7 各種申請受付

- (1) 医療費助成の申請受付
 - ① 難病医療費 ② 大気汚染医療費 ③ 小児慢性医療費 ④ 未熟児養育医療費
 - ⑤ 自立支援医療費（精神通院医療・育成医療）⑥ 妊婦健康診査受診票など
- (2) 予防接種票交付（任意予防接種費用助成、転入者への対応など）
- (3) 福祉関係の申請
介護保険申請、紙おむつなどの支給や使用料助成、配食サービス、愛の杖支給補聴器購入の助成など
- (4) その他
畜犬登録、細菌検査受付 など

(参 考)

健康部(江戸川保健所)の主な事務・事業

健康推進課	がん検診、成人歯科健診、区民健診（40歳以下）、長寿健診（75歳以上）、公害健康被害の補償給付 休日・夜間診療、休日歯科診療事業委託
健康サービス課	普及啓発（地域健康づくりなど）、看護指導（リハビリ相談・介護予防・地域ミニデイなど）、母子保健、歯科健康、予防接種、一般健康相談、精神保健対策
医療保険課	国民健康保険、後期高齢者医療、保険料の徴収 健診・保健事業、医療制度
保健予防課	医療費助成（難病、小児慢性疾患、大気汚染など） 結核患者管理、エイズその他の感染症の予防 精神保健（こころの健康ホットラインなど）
生活衛生課	医療従事者の免許、診療所の届出等、 食品衛生（食品販売店、料理店などの指導） クリーニング業・理容師・美容師・飲料水等の環境衛生、 医薬品の販売業、毒劇物販売業、衛生上の試験及び検査 狂犬病予
医療担当課	医療安全及び地域保健に係る相談・指導・助言など

○こころが疲れたと感じたら

こころの健康ホットライン…………… 5661-2525

○児童虐待を見かけたら

児童虐待SOS…………… 5662-5115

○介護疲れや悩みから熟年者虐待につながるなどの心配があるときは

介護ホットライン…………… 5662-0400

○都内の医療機関情報は

ひまわり(東京都医療機関案内サービス)・・ 5272-0303

○健康サポートセンターの 事業を紹介するホームページ

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>

江戸川区ファミリーヘルス推進員設置要綱

(平成16年2月18日区長決裁)

(目的)

第1条 家庭及び地域における健康づくりを推進するため、ファミリーヘルス推進員(以下「推進員」という。)を設置する。

(役割)

第2条 推進員は、健康部及び保健所と連携して、次の役割を担うものとする。

- (1) 地域において健康講座を開催すること。
- (2) 各種区民健康診査の受診について、地域住民に勧奨すること。
- (3) 地域の健康づくりに関する情報を区に提供すること。
- (4) ウォーキングの普及を図ること。
- (5) 地域高齢者通所事業(地域ミニデイサービス)を推進すること。
- (6) 健康ボランティアを育成すること。
- (7) その他健康づくりの推進について、必要な活動を行うこと。

(委嘱)

第3条 推進員は、町会長・自治会長の推薦により、健康づくりについて高い関心を持つ者の中から、区長が委嘱する。

- 2 委嘱する人数は、町会・自治会ごとに2名とする。ただし、所属する世帯の数が2,000を超えるときは、1,000世帯につき1名を加えることができる。

(任期)

第4条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(解嘱)

第5条 区長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱するものとする。

- (1) 心身の故障のため推進員活動ができなくなったとき。
- (2) 推進員が辞退を申し出たとき。
- (3) 前2号のほか、区長が解嘱を適当と認めたとき。

(身分)

第6条 推進員は、ボランティアであって、江戸川区職員としての身分を有しない。(遵守事項)

第7条 推進員は、その活動によって知り得た秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

(推進員会への加入)

第8条 推進員は、各地区に設置されたファミリーヘルス推進員会(以下「推進員会」という。)に加入しなければならない。

(活動費)

第9条 推進員の活動に要する費用は、原則として、推進員会が支払うものとする。

- 2 推進員会に対する活動費の補助については、別に定める。

(研修等)

第10条 区は、推進員及び推進員会の活動を促進するため、必要な研修会及び連絡会を開催する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

なぎさ地区ファミリーヘルス推進委員会会則

(名称)

第1条 本会は、なぎさ地区ファミリーヘルス推進委員会と称する。

(目的及び事業)

第2条 本会は、なぎさ地区の健康づくりに寄与することを目的とし、おおむね次の事業を行う。

- (1) 推進委員会の運営に関する事業
- (2) 健康講座に関する事業
- (3) 各種の健診の勧奨に関する事業
- (4) ウォーキングに関する事業
- (5) 地域ミニデイに関する事業
- (6) 健康ボランティアの育成に関する事業
- (7) 健康情報の提供に関する事業
- (8) その他健康づくりに関する事業

(会員)

第4条 本会の会員は、町会又は自治会の推薦により選出され、区長に委嘱されたファミリーヘルス推進員で構成する。

(役員)

第5条 本会の役員は、会長1名、副会長2名及び専門部長とする。ただし、副会長は、専門部長を兼ねることができる。

- 2 会長は、本会を代表し、総会、定例会及び役員会を招集する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 専門部長は、各専門部会を組織し、第2条の規定に基づく活動を行う。
- 5 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会の運営)

第6条 総会は、年1回以上開催し、本会の基本的事項を決定する。

- 2 定例会は、年4回以上開催し、本会の事業運営に関することを決定する。
- 3 役員会は、特定の案件を処理するため、必要に応じて開催し、その結果を総会又は定例会に報告する。
- 4 専門部会は、活動計画を決定し、総会に報告するとともに、活動状況について定例会に報告する。
- 5 本会の事務局は、江戸川区健康部健康サービス課なぎさ健康サポートセンター内に置く。

(監査)

第7条 監査は、総会において選出し、任期は1年とする。

- 2 監査は、活動及び会計について監査を行い、その内容を総会に報告し、承認を受けなければならない。

(専門部)

第8条 専門部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 広報部
- (2) ウォーキング部

- (3) 講座・研修部
- (4) 育成部
- (5) 会計部

2 専門部の活動内容については、各専門部会において、別に定める。

3 その他の専門部は、会員の要望に応じ、新たに置くことができる。

(会費及び会計年度)

第8条 本会は、会員の会費及びその他の収入で運営する。

2 会費については、総会において定める。

3 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この会則の改正又は廃止は、総会において行う。

2 この会則に定められていない事項について、総会又は定例会を開催することが出来ないときは、役員会が処理し、次の総会又は定例会において承認を得る。

江戸川区ファミリーヘルス推進員会協議会会則

(名称)

第1条 本会は、江戸川区ファミリーヘルス推進員会協議会と称する。

(目的及び事業)

第2条 本会は、江戸川区の健康づくりに寄与することを目的とし、おおむね次の事業を行う。

- (1) 推進員会の運営に関すること。
- (2) 各地区のファミリーヘルス推進員会及び江戸川区健康部との連絡調整に関すること。
- (3) その他健康づくりに関すること。

(会員)

第3条 本会の会員は、各地区のファミリーヘルス推進員会の会長及び副会長で構成する。

(役員)

第4条 本会の役員は、会長1名、副会長2名及び会計とする。

- 2 会長は、本会を代表し、協議会を招集する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会計は、本会の収入支出その他の経理を行う。
- 5 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会の運営)

第5条 協議会は、年4回以上開催し、基本的事項を決定する。

- 2 本会の事務局は、江戸川区健康部健康サービス課健康サービス係内に置く。

(監査)

第6条 監査は、協議会において選出し、任期は1年とする。

- 2 監査は、活動及び会計について監査を行い、その内容を協議会に報告し、承認を受けなければならない。

(会費及び会計年度)

第7条 本会は、会費及びその他の収入で運営する。

- 2 会費については、協議会において定める。
- 3 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

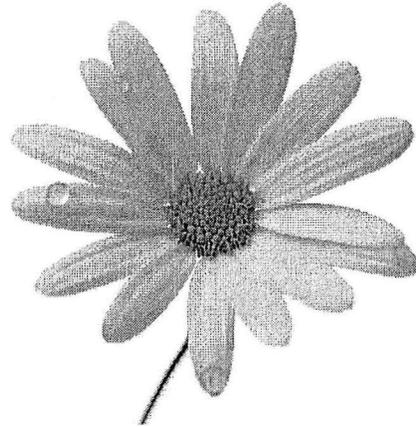
第8条 この会則の改正又は廃止は、協議会において行う。

- 2 この会則に定められていない事項について、協議会を開催することが出来ないときは、役員が処理し、次の協議会において承認を得る。

健康サポートセンターなどのご案内

名 称	所 在 地	T E L	F A X
中央健康サポートセンター	中央4-24-19	5661-2467	3655-9925
小岩健康サポートセンター	東小岩3-23-3	3658-3171	3671-5798
東部健康サポートセンター	瑞江2-5-7 (東部フレンドホール内)	3678-6441	3678-6444
清新町健康サポートセンター	清新町1-3-11	3878-1221	3878-9847
葛西健康サポートセンター	中葛西 3-10-1	3688-0154	3878-9834
鹿骨健康サポートセンター	鹿骨1-55-10	3678-8711	3678-8714
小松川健康サポートセンター	小松川3-6-1	3683-5531	3683-5664
なぎさ健康サポートセンター	南葛西7-1-27	5675-2515	5675-2519

- 健康部サービス課健康サービス係……………5661-2466
- 健康部健康推進課……………5661-2462
- 江戸川保健所保健予防課……………5661-2476
- 江戸川保健所生活衛生課……………3658-3177
- 江戸川区役所……………3652-1151
- 江戸川区医師会……………3652-3166
- 江戸川区歯科医師会……………3672-1456



平成24年6月作成

氏名	
地区担当保健師名	